

山梨県公報

第四百十号

令和二年

十月二十九日

木曜日

目次

○口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示	五四七
○令和二年度の自衛官募集	五四七
○道路の区域変更	五四七
○道路の供用開始(二件)	五四八
○令和二年度山梨県准看護師試験の実施	五四八
○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出(二件)	五四九

告示

山梨県告示第二百八十六号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等(平成十七年山梨県告示第二百一号の二)の一部を次のように改正する。

本則の表二の項開示場所の欄中「同右」を「山梨県防災局防災危機管理課」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第二百八十七号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条、第百七十七条第一項及び第百十八条の規定により、令和二年度自衛官候補生として採用する自衛官の募集期

山梨県公報 第四百十号 令和二年十月二十九日

間、試験期日並びに試験場の名称及び位置を次のとおり告示する。

令和二年十月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

自衛官候補生

募集期間	試験期日	試験場の名称及び位置
令和二年十一月五日(木)まで	令和二年十一月十五日(日)	自衛隊北富士駐屯地 南都留郡忍野村忍草三千九十三番地
令和二年十二月三日(木)まで	令和二年十二月十二日(土)	自衛隊北富士駐屯地 南都留郡忍野村忍草三千九十三番地

山梨県告示第二百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和二年十一月十九日まで一般の縦覧に供する。

令和二年十月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 甲府市川三郷線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲府市中央四丁目四四四番一地先から甲府市中央四丁目五六四番二地先まで	旧	一一・一	五二・七
	新	一八・〇	五二・七

山梨県告示第二百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和二年十一月十九日まで一般の縦覧に供する。
令和二年十月二十九日
山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	百四十一号	北杜市高根町長沢字孫盛二五四 六番三地从先から 北杜市高根町長沢字山ノ神一七 二六番地先まで	六五五・〇	令和二年十月二十九日

山梨県告示第二百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和二年十一月十九日まで一般の縦覧に供する。
令和二年十月二十九日
山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	長沢小淵沢線	北杜市高根町長沢字神久保四六 〇番四地从先から 北杜市高根町長沢字神久保四六一番一地从先まで	四一・〇	令和二年十月二十九日

公 告

令和二年度山梨県准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、令和二年度山梨県准看護師試験を次のとおり実施する。
令和二年十月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 試験日時 令和三年二月七日（日）午後一時三十分から午後四時まで
- 試験場所 甲府市東光寺三丁目十三番二十五号 山梨県地場産業センター「かいてらす」
- 試験方法 筆記試験
- 試験科目 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十三条に規定する科目
- 受験資格 保健師助産師看護師法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。
- 提出書類
 - 受験願書
 - 履歴書
 - 受験資格を有することを証明する書類
 - 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦六センチメートルかつ横四センチメートル、裏側に撮影年月日及び氏名を記載したもの）一枚
 - 戸籍抄本（受験資格を有することを証明する書類の氏名が現在の氏名と同じ場合は、提出する必要はない。）
 - 受験手数料 六千九百円（受験願書に六千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。）
- 受験願書の配布期間及び配布場所
 - 配布期間 令和二年十一月九日（月）から同月二十日（金）までの山梨県の休日から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書して、百二十四分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒（角形二号）を同封し、山梨県福祉保健部医務課看護担当宛てに、令和二年十一月九日（月）から同月二十日（金）までに到達するよう送付すること。
- 配布場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県福祉保健部医務課看護担当
- 受験願書の提出先、提出方法及び受付期間

- 1 提出先 八2に掲げる場所
- 2 提出方法 持参し、又は簡易書留により郵送すること。
- 3 受付期間 令和二年十二月七日(月)及び同月八日(火)の各日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、簡易書留により郵送する場合は、同月七日(月)又は同月八日(火)の消印のあるものを有効とする。
- 十 その他 詳細については、山梨県福祉保健部医務課看護担当(電話〇五五―二二三―一四八四)に問い合わせること。

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和二年十月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区麹町五丁目一番地一
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ライフガーデンにらさき 山梨県韮崎市若宮二丁目千二百二十五番一外
- 2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番 二十三号	変更後	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区麹町五丁目一番地一
-----	--	-----	---

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
-----	-----

株式会社ノジマ 代表執行役 野島廣司 神奈川県相模原市中央区横山二丁目一 番一号 外十一者	株式会社ノジマ 代表執行役 野島廣司 神奈川県横浜市西区南幸一丁目一番一 号 JR横浜タワー二十六階 外十一 者
--	--

- 3 変更の年月日 平成三十一年三月一日外
- 三 届出年月日 令和二年十月十二日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和三年三月一日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和二年十月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区麹町五丁目一番地一 外一者
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 南アルプスガーデン 山梨県南アルプス市十五所字西原千四百二十三番四
- 2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番 二十三号 外一者	変更後	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区麹町五丁目一番地一 外一者
-----	--	-----	--

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎 東京都府中市若松町二丁目三十八番地 の一 外六者	株式会社サンドラッグ 代表取締役 貞方宏司 東京都府中市若松町二丁目三十八番地 の一 外六者

3 変更の年月日 令和元年五月一日外

三 届出年月日 令和二年十月十二日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報
センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和三年三月一日まで